

## 行政及び司法の各部門の支部図書館の職員への感謝状の贈呈に関する内規の実施に関する件

(昭和五十七年六月十九日館長決定第六号)

改正 平成十二年七月十四日館長決定第七号

行政及び司法の各部門の支部図書館の職員への感謝状の贈呈に関する内規の実施に関する件を次のように定め、昭和五十七年六月十九日から施行する。

### (目的)

1 本件は、行政及び司法の各部門の支部図書館の職員への感謝状の贈呈に関する内規(昭和五十七年国立国会図書館内規第五号。以下「内規」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (内規第一条関係)

2 内規第一条に規定する支部図書館には、当該支部図書館の分館を含むものとする。

3 内規第一条に規定する「支部図書館の職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 支部図書館の館長
- 二 専任の職員
- 三 前号の職員に準じ、支部図書館の業務に従事する職員

### (内規第二条関係)

4 内規第二条に規定する勤続年数の計算は、支部図書館の職員となった日の属する月から贈呈の日の属する月までの引き続いた在職期間の月数によるものとし、休職期間(外国政府等への派遣による休職期間は除く。)及び支部図書館から他の部署に転出し、又は国立国会図書館以外の他の官庁(その官庁の支部図書館を除く。)に意向していた期間は、除算する。

5 感謝状の贈呈は、同一人について一回限りとし、内規施行日前に、館長から支部図書館永年在職職員として感謝状の贈呈を受けた者には、これを行わない。

6 内規第二条に規定する推薦は、被推薦者について、次に掲げる事項を記載した文書にその履歴書又は人事記録の写一通を添付して行うものとする。

- 一 所属、役職名及び氏名
- 二 支部図書館の職員となった日及び勤続年数
- 三 支部図書館において従事する業務の概要
- 四 その他必要な事項

### (内規第六条関係)

7 内規第六条に規定する感謝状の贈呈日は、毎年八月二十五日(支部図書館設置の日)とする。ただし、その日が、土曜日に当たるときはその翌翌日、日曜日に当たるときはその翌日とする。

8 前項の規定により難い特別の事情がある場合は、館長が別に定める日に感謝状を贈呈するものとする。

(内規第七条関係)

9 内規第七条に規定する内申は、内申文書に支部図書館長の推薦文書及び当該職員の履歴書又は人事記録の写を添付して行うものとする。

附 則 (平成十二年七月十四日館長決定第七号)

本件は、平成十二年七月十四日から施行する。